

このように、厚生労働省において、加速化交付金基金の保有額が過大となっていないか十分に確認しておらず、2町村において使用する見込みのない基金残額を保有していて、加速化交付金基金の保有額が過大となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 厚生労働省において、復興庁から進捗状況報告の提供を受けるなど適宜の方法により個々の基金型事業の執行状況や基金残額を適時適切に把握するなどして基金の執行管理を行い、基金の保有額が過大となっていないか確認することの必要性についての理解が十分でなかったこと
- イ 2町村において、基金残額を流用できる継続事業がないなど使用する見込みがない場合には、厚生労働省との間で使用見込みのない基金残額の国庫への返還手続を進めるなどすることについての理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、子ども家庭庁は、6年3月から4月までの間に2町村から使用見込みのない基金残額793万余円を国庫に返還させることにより、基金の規模を適切なものとする処置を講じた。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について

〔令和3年度決算検査報告173ページ参照〕  
〔令和4年度決算検査報告265ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省(令和5年4月1日以降は子ども家庭庁)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、障害児通所支援に要した費用について、市町村(特別区を含む。)が支弁した障害児通所給付費の2分の1を負担している。そして、障害児通所給付費の算定に当たっては、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行うなど支援の強化を図るために、事業所に配置すべき従業者の員数に加えて、児童指導員等を一人以上配置している場合等に、児童指導員等加配加算を算定することとなっており、児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」という。)を配置していない期間は当該加算を算定できないこととなっている(以下、これを「児童指導員等加配加算の要件」という。)。しかし、9都県及び13市区の96指定障害児通所支援事業者等(以下、指定障害児通所支援事業者等を「事業者」という。)の119事業所において、管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定していたため、障害児通所給付費の支払において児童指導員等加配加算の額が過大となっている事態が見受けられた。そして、厚生労働省は、児童指導員等加配加算の要件について誤解しているなどの都県等及び事業者があるということ十分に把握していなかったため、管理責任者が児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者であることについて「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」(以下「Q&A」とい

う。)等に記載していなかったり、児童指導員等加配加算の算定に必要な児童指導員等の人数を満たしているかを確認できる届出(以下「加算届」という。)の様式に管理責任者の配置についての記載欄を設けていなかったりして児童指導員等加配加算の要件について十分に周知していないなどしていた。

したがって、厚生労働大臣に対して4年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所の障害児通所給付費について、返還手続が未済の事業所に対して、9都県及び13市区を通じるなどして、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 都道府県、政令指定都市、中核市又は児童相談所を設置する市等(以下「都道府県等」という。)に対して、Q&A等に記載するなどの方法により児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた加算届の様式を示すなどした上で、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

ウ 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

## 2 当局の処置状況

本院は、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第76号)に基づき厚生労働省が実施していた障害児通所支援に係る事務が5年4月に移管されたこども家庭庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省(5年4月1日以降はこども家庭庁)は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所のうち返還手続が未済であった92事業者の115事業所については、このうち71事業者の78事業所に対して、6年6月までに、9都県及び11市区を通じて、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせた。

イ 5年3月に都道府県等に対して、事務連絡を発し、Q&Aに記載するなどの方法により児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた加算届の様式を示した上で、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。

ウ イの事務連絡により、事業者に対して、都道府県等を通じて、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。

一方、こども家庭庁は、返還手続が未済であった92事業者の115事業所のうち返還手続を行わせた71事業者<sup>(注)</sup>の78事業所を除く残りの22事業者<sup>(注)</sup>の37事業所に対して、今後、3都

県及び3市区を通じて、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせることとしている。

（注） 71事業者と22事業者は1事業者が重複している。

令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 認定こども園に係る子どものための教育・保育給付交付金の交付額の算定等について

（令和4年度決算検査報告54ページ参照）

#### 1 本院が要求した改善の処置

こども家庭庁(令和5年3月以前は内閣府本府)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が認定こども園等に対して支弁する施設型給付費等に要する費用の一部について、子どものための教育・保育給付交付金を交付している。費用のうち認定こども園に係る基本分単価(認定こども園等の所在地域、利用定員等の別に1人当たり月額で定められている単価)には、園児の教育及び保育をつかさどるなどする主幹保育教諭等2人(教育給付認定を受ける子ども及び保育給付認定を受ける子どもの両方の利用がある場合)又は1人(いずれか一方のみの利用がある場合)分と、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等の取組に専任化させるための代替保育教諭等2人又は1人分の人件費等に相当する費用が、あらかじめ含まれている。しかし、認定こども園に係る同交付金について、費用の額の算定に当たり、主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合に基本分単価等から減額する調整(以下「減額調整」という。)を行う必要があることが明確に示されていないため、減額調整が行われておらず交付額の算定が適切に行われていない事態が見受けられた。

したがって、内閣府特命担当大臣に対して5年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(以下「留意事項通知」という。)等において、認定こども園に係る基本分単価には主幹保育教諭等2人又は1人を配置するための費用が含まれていること及び主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合には減額調整を行う必要があることを明確に示し、都道府県を通じて市町村に対して周知するとともに、市町村を通じるなどして認定こども園に対しても周知すること

イ 都道府県を通じて市町村に対して、認定こども園に係る費用の額の算定に当たり、認定こども園から各種加算の認定や減額調整に関する申請を受けた際等に、主幹保育教諭等の配置等に係る減額調整の必要性等について十分に確認するよう助言を行うこと

#### 2 当局が講じた処置

本院は、こども家庭庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、こども家庭庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 5年12月に事務連絡を発出するとともに、6年3月に留意事項通知を改正して、認定こども園に係る基本分単価には主幹保育教諭等2人又は1人を配置するための費用が含まれていること及び主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合には減額調整を行う